

「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業 概要

1. 趣旨

地域においては、特定の地域課題の解決のみならず調整能力に優れた人材や、専門的なスキル、ノウハウ、人脈、特技等を持った人材が必要とされている一方、都市部では、これまでの経験や専門的な知識を地域づくり活動に活かしたいシニア世代が少なくなると考える。

本事業は、専門的なスキルや特技等を持つシニア世代と、これらの人材を求める地域とをマッチングさせ、魅力ある地域づくりを支援するものである。

2. 事業概要

三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する概ね40歳以上60歳未満の専門的なスキルや幅広い人脈をもったシニア人材が、1～3年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の課題解決、公益性の高い事業等に従事し、魅力ある地域づくりを行うことで地域の元気を創造するための仕組みの構築及び具体の事例による実証を行う。

(1) シニア地域づくり人

シニア地域づくり人は、三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する概ね40歳以上60歳未満の社員で、一定期間受入自治体に派遣され、魅力ある地域づくりにつながる業務に従事する。

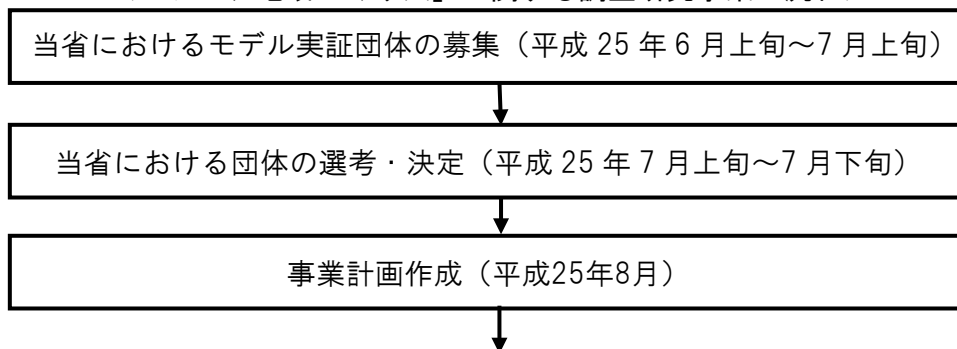
(2) 派遣元企業

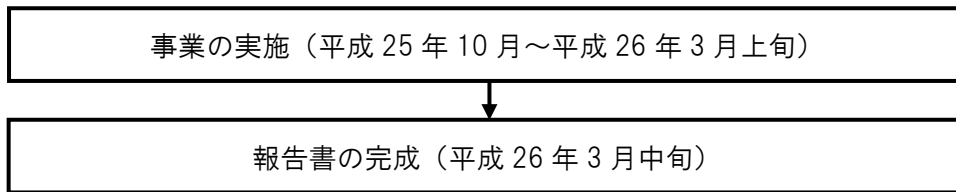
派遣元企業は、受入自治体と協議のうえ、シニア地域づくり人を一定期間受入自治体に派遣する。

(3) 受入自治体

受入自治体は、派遣元企業と協議のうえ、シニア地域づくり人を受け入れ、魅力ある地域づくりにつながる業務に従事させる。

<「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業の流れ>





3. 実施主体
地方公共団体

4. 実施地域

①条件不利地域（※）又は②定住自立圏に取り組む市町村（周辺市町村を含む）等

※「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、
③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興
開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

5. 事業期間

平成25年度（概ね活動期間は平成25年10月～平成26年3月上旬）

6. 経費支援の内容

報償費等のほか、派遣自治体における資料作成費や会議費など、シニア地域づくり人の活動に要する経費で適正と認められるものについて、下記の限度額内において支出します。

- ・報償費等（上限350万円（年額））
- ・シニア地域づくり人の活動に要する経費（上限150万円（年額））

※シニア地域づくり人の活動に要する経費の例

- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・情報発信・PRに要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する経費
- ・事業報告会に出席するための旅費、宿泊費 等

7. その他

・採択団体には、平成26年3月中旬頃を目途に、本事業の実績や施策の進捗状況等に関する実績報告書の作成をお願いすることになります。

・採択団体の事業担当課長及び担当者は、年度末に実施する事業報告会の出席対象となります。